

予算決算委員会建設分科会記録

1 日 時 令和元年6月27日（木曜日）

開 会	午前 9時58分
休 憩	午前10時03分
再 開	午前10時26分
休 憩	午前10時39分
再 開	午前10時46分
休 憩	午前10時52分
再 開	午前11時49分
閉 会	午後 0時11分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 9人

分科会長	押 田 大 祐
分科会副会長	尾 上 一 彦
委 員	岡 部 享
//	竹 田 勝
//	小 西 直 樹
//	堀 江 かず代

委 員	村 上 和 久
//	村 家 博
//	五 本 幸 正

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【消防局】

局長	戸川 治朗
局次長	相澤 充則
総務課長	河部 勝巳
予防課長	藤井 勉
警防課長	原野 理
通信指令課長	石井 誠
総務課主幹（総務企画・調整担当）	井原 毅

【上下水道局】

局長	黒田 和幸
局次長	伊東 繁
局次長（技術担当）	山崎 耕一
経営企画課長	石金 俊介
契約出納課長	井上 剛秀
料金課長	横井 浩伸
給排水サービス課長	五十嵐 進
水道課長	山崎 明彦
下水道課長	高尾 輝彦
上下水道施設管理センター所長	田辺 茂樹
東上下水道サービスセンター所長	五十嵐 健治
西上下水道サービスセンター所長	深川 俊二
流杉浄水場長	福澤 幸二
浜黒崎浄化センター場長	中橋 亨
経営企画課主幹（調整担当）	高波 宏明

【活力都市創造部】

部長	前田 一士
理事（活力都市創造担当）	後藤 衛
部次長	大沢 一貴
部次長（技術担当）	中村 雅也
参事（建築指導担当）	栗島 正憲
参事（都市計画課長）	狩野 雅人
活力都市推進課長	金山 英樹
交通政策課長	村井 真哉
建築指導課長	佐藤 英子
富山駅周辺地区整備課長	山崎 哲志
路面電車推進課長	高田 秀昭
中心市街地活性化推進課長	小善 誠
都市再生整備課長	守山 裕一
居住対策課長	高森 隆
活力都市推進課主幹（調整担当）	桜井 光王

【建設部】

部長	中田 信夫
建設技術統括監	植野 芳彦
部次長	舟田 安浩
部次長（技術担当）	山元 政彦
土木事務所長	高松 信太郎
参事（営繕担当）	永川 武
参事（建設政策課長）	笹岡 覚
参事（河川課長）	酒井 正道
参事（橋りょう保全対策課長）	深山 隆
参事（土木事務所建設課長）	渡辺 政司
道路整備課長	奥田 孝治
道路管理課長	増山 和弘
公園緑地課長	村田 友康
防災対策課長	高柳 誠
市営住宅課長	片山 建
営繕課長	生田 朋道
土木事務所管理課長	野上 一成
建設政策課主幹（調整担当）	竹内 宗健

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主査	大塚 宏明
議事調査課主査	本田 宏之

7 会議の概要

分科会長 ただいまから、令和元年6月定例会の予算決算委員会建設分科会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（2名）を許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

分科会長 審査に先立ち、分科会記録の署名委員に、村家委員、五本委員を指名いたします。

当分科会に送付されました各案件の審査については、各部局単位とし、お手元に配付してあります分科会審査順序のとおり行う予定であります。

なお、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

これより、消防局所管分に入ります。

報告案件として提出されている

報告第7号 平成30年度富山市継続費繰越
計算書、第9款消防費
を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

消防局長 〔挨拶〕

通信指令課長 〔議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって、質疑を終
結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、
議決不要のものです。
以上で、建設分科会消防局所管分を終了いた
します。

午前10時03分 休憩

~~~~~

午前10時26分 再開

分科会長       これより、建設分科会上下水道局所管分に入  
ります。  
報告案件として提出されている  
報告第8号 平成30年度富山市公共下水道  
事業会計継続費繰越計算書、  
報告第13号 平成30年度富山市水道事業

会計予算繰越計算書、  
報告第14号 平成30年度富山市公共下水道事業会計予算繰越計算書、  
報告第16号 債権放棄報告の件中、上下水道局所管分、  
以上4件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

上下水道局長 〔挨拶〕

上下水道局次長 〔報告第8号について、  
報告第13号について、  
報告第14号について、  
議案説明資料により説明〕

料金課長 〔報告第16号中  
上下水道局所管分について、  
議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

岡部委員 今ほど説明がありました債権放棄の件について少しお聞きします。水道料金について報告があったわけですが、下水道使用料のほうはないのでしょうか。

料金課長

水道料金につきましては、民間の債権と同様であるため、徴収が事実上不可能となった場合であっても、債権を消滅させるには債権放棄の手続が必要となります。

一方、下水道使用料につきましては、水道料金とは異なりまして、地方自治法の規定に基づき、議会への報告を行わずに、徴収が不能となった債権をそのまま処理することになります。

平成30年度におきまして、徴収が不可能な債権であるため収入の欠損として会計処理した下水道の使用料は193件、101万461円でございます。

岡部委員

今、合計金額や件数をお聞かせいただいたわけですが、水道料金と同様、それぞれの事由があると思うのですが、その内訳についてお聞かせください。

料金課長

下水道の使用料において、先ほど申し上げました欠損したものの内訳といたしましては、時効経過によるものが118件、72万7,060円、生活保護などによるものにつきましては6件、2万6,259円、破産等によるものにつきましては7件、2万1,853円、行方不明などによるものにつきましては



62件、23万5,289円となっております。

岡部委員 水道料金や下水道使用料で滞納が生じた場合、まずどのような対応をしているのかお聞かせいただけますか。

料金課長 上下水道料金を納期限までにお支払いいただけなかった場合には、まず書面による督促、それから電話や訪問による納付折衝を行っておりますが、それでもお支払いいただけない場合については、水道水の供給を停止する旨の通知を行いまして、その後、お支払いいただけない場合は、水道水の供給を停止するというようにしております。

岡部委員 最初の対応は書面による督促ということと、最終的には供給を停止するということになるわけですがけれども、この期間は一般的にはどのくらいですか。

料金課長 使用料金の支払いが発生してから約3カ月を経過した後、4カ月目でそのような形をとっております。

岡部委員 水道水の供給停止後も支払いがない場合、ど

のような対応をしているのかもあわせてお伺いします。

料金課長

水道水の供給を停止した後もお支払いいただけない場合につきましては、当然その本人への接触を重ねております。

それでも、転居されている場合も多くありまして、その場合につきましては、住民登録ですとか、会社の場合は法人登記簿等の状況を調査したり、必要に応じて他市町村への照会により居住地等の把握に努めて、納付していただけるような折衝を心がけております。

岡部委員

折衝を重ねても徴収は不可能であるということで、いわゆる欠損だとか債権放棄に至るその判断は最終的にどのようにしているのですか。

料金課長

折衝を重ねて、その間にいろいろ調査いたします。まず金融機関等へ預貯金の照会などを行うとともに、居住地の税務担当課のほうに課税情報の照会などを行ったりいたしまして、財産の保有状況ですとか、収入の状況ですとか、そういうものを把握した上で、納付能力の有無について判断をしております。

上下水道局次長 水道料金や下水道使用料の滞納につきましては、徴収手続の早期着手と徹底した調査、折衝などにより収入の確保に努めた結果、収入率は99%台の後半で推移しております。最終的に、行先不明や生活困窮などの徴収不能となった債権につきましては、先ほどから申しておりますが、下水道使用料を地方自治法の規定により欠損として会計処理するのにあわせまして、水道料金の債権を放棄することとしております。

岡部委員 数字を見れば、時効あるいは行方不明等がいずれも数字的には非常に多いということになるわけですがけれども、今お聞きしたように、さまざまな努力もしておられるということはわかりました。ただ、やっぱり滞納が生じた早い段階で対応するというのが、債権放棄につながらない一番の道だと思います。できるだけこのようなことにならないように、早い対応をしていただくようお願いいたします。たくさんたまるとなかなか支払いづらいということになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

分科会長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長      ないようですので、これをもって、質疑を終  
結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、  
議決不要のものです。  
以上で、建設分科会上下水道局所管分を終了  
いたします。

午前 10 時 39 分    休憩

~~~~~

午前 10 時 46 分 再開

分科会長 これより、建設分科会活力都市創造部所管分
に入ります。
報告案件として提出されている
報告第 10 号 平成 30 年度富山市繰越明許
費繰越計算書、第 8 款土木費中、活力都市創
造部所管分
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

活力都市創造部長 〔挨拶〕

活力都市創造部次長 〔議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって、質疑を終
結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、
議決不要のものです。
以上で、建設分科会活力都市創造部所管分を
終了いたします。

午前 10 時 52 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 49 分 再開

分科会長 これより、建設分科会建設部所管分の議案の  
審査を行います。  
議案第94号 令和元年度富山市一般会計補  
正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補  
正中、歳出第8款土木費、第2条継続費の補  
正中、第8款土木費  
を議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

建設部長 〔挨拶〕

建設部次長 〔議案第94号中  
建設部所管分の概要について、  
議案説明資料により説明〕

土木事務所建設課長 〔議案第94号中  
道路維持管理事業について、  
雪対策事業について、  
議案説明資料により説明〕

道路管理課長 〔議案第94号中  
河川水路維持補修事業について、  
議案説明資料により説明〕

河川課長 〔議案第94号中  
河川水路整備事業について、  
議案説明資料により説明〕

道路整備課長 〔議案第94号中  
街路整備事業について、  
議案説明資料により説明〕

公園緑地課長 〔議案第94号中  
栗原路子記念熱帯鳥類保全事業基金について、  
呉羽丘陵フットパス連絡橋整備基金について、  
議案説明資料により説明〕

道路整備課長 〔議案第94号中  
継続費補正（街路整備事業）について、  
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

村家委員 大島橋の設計瑕疵について、一般質問で質問  
があったわけですが、時間的な制約  
もあって大島議員も詳しく聞けなかつたよう  
でしたので、大島橋に係る事業の概要や設計  
瑕疵について改めてお伺いしたいと思います。

道路整備課長 今回の大島橋に係る事業の概要といたしまし  
ては、橋長約79メートル、幅員24メー  
トル、3径間連続プレキャスト合成桁の橋梁でござ  
いまして、平成25年度に橋梁設計、平成  
26年度に既存の橋梁の撤去工事、平成27  
年度から平成29年度の事業として橋梁下部  
工の工事を行ってまいりました。  
現在は都市計画道路下新西町上赤江線大島橋  
上部工工事を3カ年の継続事業として、鋭意  
進めているところでございます。  
設計瑕疵につきましては、本会議で建設部長  
が答弁したとおりでございますが、平成25  
年度に都市計画道路下新西町上赤江線の設計

業務として土木コンサルタントに委託したもので、設計業務の受託者が道路橋設計の際に義務づけられている地震時の詳細な解析・照査を行っていなかったことであります。そのため耐震性能が不足した設計となっていたものであります。

村家委員 耐震性能が不足していたということですが、どのように耐震性能の確保をしたかということをお伺いします。

道路整備課長 市では、瑕疵のあった設計を業務委託の受託者の負担により見直しまして、国の基準に基づく所定の検証を行い、その照査を道路、河川、橋梁など研究開発や新技術の審査、証明などを行う高い技術力を有する、元国土交通省所管の一般財団法人土木研究センターに依頼し、第三者的な観点から耐震性能が確保されていることを確認したところであります。

村家委員 今回そのような変更でございますが、工期に影響はないというふうに考えておられますか。

道路整備課長 工期につきましては、平成30年9月27日から令和2年9月30日までの3カ年の継続事業で工事を進めております。



今回の事態を受け、修正設計のため工事を一時中止させており、その期間に相当する約1カ月間の延長を見込んでいるところでございます。

村家委員            それでは、都市計画道路下新西町上赤江線の供用開始への影響についてはどうでしょうか。

道路整備課長        都市計画道路下新西町上赤江線は、令和2年度末に2車線による暫定供用をする予定でございまして、令和6年度末に4車線による供用開始を目指しているところでございます。今後の工事につきましても、工程などの調整を行いまして、予定どおり供用できるように鋭意努力してまいりたいと考えております。

村家委員            それでは、このような事態を二度と繰り返さないようにするための再発防止策を改めてお伺いしたいと思います。

道路整備課長        今後、このような事態を繰り返さないことについては、本会議でも少しお答えしておりました。その内容と同様ではございますが、国の業務委託の照査要領に準じたチェックリストを作成し、委託の照査や検査に活用していくこととしておりまして、運用方法について

今、検討しているところでございます。

今回の事案をもとに技術職員全員が設計に対するリスクを共有するとともに、建設技術統括監による「橋梁など構造物設計の厳しさ」といった設計者としての自覚を促す研修を開始しているところでございます。

さらに、難易度の高い設計業務委託について、経験豊富な技術レベルの高い業者を選定する仕組みを確立していくこととして、技術レベルの高い業者を選出するための実績や技術者の資格要件の定め方などについて研究しております。

これらによりまして、再発の防止に努めてまいりたいと考えております。

村家委員                    それでは、またしっかり頑張ってください。

岡部委員                    議案説明資料9ページの栗原路子記念熱帯鳥類保全事業基金のことで少し聞きたいのです。これは、昨年12月に栗原さんから申し出があって、ことしの3月の補正予算で基金が設立されてから、3カ月ほどしかたっていないわけですがけれども、さらに今回の議会において1億円の追加ということで、積立ての合計金額が3億円ということになったわけですね。

先ほど言いましたが、3カ月ほどしかたっていないのですけれども、現在のこの事業の進捗と今後のスケジュールが何かありましたらお聞かせください。

公園緑地課長 現在、栗原様の御意志に沿えられるように、施設を管理するファミリーパーク公社と協議を行っているところです。

今後は、まず基本計画及び基本設計業務委託を発注するために、本年9月議会において補正予算をお願いしたいと考えております。

また、来年度には実施設計業務委託を行い、その後速やかに工事に着手してまいりたいと考えております。

なお、栗原様には、基本計画の段階でイメージ図をお見せしたいと考えているところです。

以上です。

岡部委員 大変高額な寄附ということであります。なぜ神奈川県の方が富山市のファミリーパークに多額の寄附をしたのかといういきさつは再三聞いていますが、全市民の方にぜひ伝わるようにお願いします。

実は、市のホームページをのぞいてみても、全然出ていないのです。

オキナインコが云々という話もありましたけ

れども、そのようなことも含めて、いきさつをもっと広める必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

公園緑地課長   あまり難しい経緯ではなく、昨年の5月に、栗原様が保護していたオキナインコを引き受けてくれるところがないかということで、本市のファミリーパークで受け入れることになりました。

それが縁で、その後、しっかりした建物をつくってほしいということで寄附をいただいたところでございます。

岡部委員       その発端というのは、名古屋市で密輸されたオキナインコをファミリーパークが保護し、飼育をしたということがスタートだと思うので、ぜひファミリーパークの商業も含めて、やっていただいたらいいのではないかと思います。またよろしくお願いしたいと思います。

分科会長       要望ということですね。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長           ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

                      これより、議案第94号中建設部所管分の意見の表明を行います。

                      意見の表明はありませんか。

                      〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長           意見の表明なしと認めます。

                      以上で、建設分科会建設部所管分の議案の審査を終了いたします。

                      次に、報告案件として提出されている

                      報告第7号 平成30年度富山市継続費繰越計算書、第8款土木費、

                      報告第10号 平成30年度富山市繰越明許費繰越計算書、第8款土木費中、建設部所管分、第11款災害復旧費中、建設部所管分、

                      報告第16号 債権放棄報告の件中、建設部所管分、

                      以上3件を一括議題といたします。

                      これより、順次、当局の説明を求めます。

建設部次長       〔報告第7号中

                      建設部所管分について、

                      報告第10号中

                      建設部所管分について、

議案書及び議案説明資料により説明〕

市営住宅課長 〔報告第16号中  
建設部所管分について、  
議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって、質疑を終  
結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、  
議決不要のものです。  
以上で、建設分科会建設部所管分を終了いた  
します。  
これで、6月定例会の当分科会に送付されま  
した全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
分科会長報告については、正・副分科会長に  
御一任いただきたいと思います。いかがで  
しょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長            それでは、そのように取り計らいます。  
                         これをもって、令和元年6月定例会の予算決  
                         算委員会建設分科会を閉会いたします。

令和元年6月定例会  
予算決算委員会建設分科会記録署名

分科会長 押 田 大 祐

署名委員 村 家 博

署名委員 五 本 幸 正